

合併基本計画に係る令和2(2020)年度の実施事業に関する意見についての対応調書

資料2
庵治地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
庵治地区	1	不妊治療支援事業の具体的内容について	不妊治療支援事業の治療には少なからず自己負担が必要であるが、当該支援事業は、どう いう治療であれば補助に該当するのか。 補助対象となる治療、補助額など補助の内容、補助手続きの仕方についてもよくわからな い。 また、仕事をしている人にとっては、相談する場所が保健センターだけでは、なかなか行け ず、利用しにくいと思われる。 利用しやすくないか、また他に利用しやすい場所があるのか。 これらの詳しい内容について説明されたい。	健康福祉局	保健センター	現時点での、不妊治療支援事業の助成対象となる治療は、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)及び特 定不妊治療の一環としての男性不妊治療となっております。 助成対象者、助成要件、助成額及び助成回数、必要書類等、助成制度の詳細につきましては、別紙資料 のとおりです。 また、助成の申請場所につきましては、助成要件の確認等の手続きが大変複雑である中、適正な事務処 理を行う必要があることから、保健センターのみでの受付となっておりますが、不妊治療全般に係る相談に つきましては、県の不妊・不育症相談センターにおいて、電話や来所のほか、電子メールによる相談も行っ ておりますので、ご利用いただければと存じます。 なお、本年10月頃から、助成対象となる治療に、一般不妊治療のうちの人工授精を加えることとして、現 在、準備を進めております。制度の詳細や開始時期等が決まりましたら、広報たかまつや本市ホームペー ジ等で、お知らせしてまいります。
庵治地区	2	あじ竜王山公園及び庵治町御殿の高松藩主松平頼重公別荘跡の御殿井戸の観光資源としてのアピールについて	庵治地区の観光スポットになりつつある、あじ竜王公園をアピールするため、ドローンで空撮 した映像を有線放送テレビで放送されたい。 あじ竜王山公園をアピールするパンフレットがない。市の観光マップには存在を示す記載は あるが、観光アピールに乏しいため、竜王山公園の魅力がアピールできるよう、写真を掲載し たパンフレットを作成されたい。 また、御殿山を巡るウォーキングコースに近い庵治町御殿の高松藩主松平頼重公別荘跡に 残る御殿井戸を、源平屋敷地域の貴重な文化的観光資源として整備されたい。	創造都市推進局	観光交流課 文化財課	本市では、ホームページやパンフレット、市報などにより、庵治地域における観光資源やイベントなどの情 報発信を行っているところです。また、庵治・牟礼・屋島地域の自然・歴史・文化・産業等の資源を活かした 活性化方を積極的に推進するため、本市を始め、観光関連事業者などで構成する「源平屋敷地域運営協 議会」の取組の一環として、竜王山公園も含めた観光PRチラシの制作・配布や、庵治地域の魅力を紹介す るホームページ「aji.photos」の発信等を行っております。今後とも、御質問の趣旨も踏まえて、観光客誘致の 観点から、竜王山公園の魅力を効果的に発信できるよう努めてまいります。 御殿井戸については、松平頼重別荘跡を含め、庵治地区の文化財を知っていただくために、文化財学習 会等を通じてその周知に努めてまいります。
庵治地区	3	防犯、防災カメラの設置について	近年犯罪が多発しているが、事件、事故解決に防犯カメラが果たす役割は大きい。 庵治地区で犯罪が発生した場合、人通りが少ないため、目撃者がいないということになる。夜 間に追いかけられたなどの被害報告もあることから、現在の一か所のみでの設置では心もと ない。 防犯カメラを増設されたい。 また、港湾等については、潮位の変化などを察知し、災害を予測する方策として、防災カメラ の設置が必要である。 港湾を監視する防災カメラを設置されたい。	市民政策局 総務局 都市整備局	①くらし安全・安心 課 ②危機管理課 ②河港課	①防犯カメラは、犯罪の抑止効果が高く、子どもや女性だけでなく、全ての地域住民の安全安心を守るた め、重要なものであると存じます。平成21年当時、香川県警察が、県内に防犯カメラ(防犯カメラ付き緊急 警報装置)の設置を進める事業を推進し、香川県警察、地区コミュニティ協議会、本市の三者で覚書を交わ し、それぞれが役割を分担し、現在、防犯カメラ付き緊急警報装置の管理・運用を行っております。庵治地区 では1基が設置され、本市は、電気料金の補助を行っている状況でございます。 本市といたしましては、香川県警察が実施している「香川県警察防犯カメラ設置促進事業」を補完する形 での補助事業を、今年度より実施しており、地区コミュニティ協議会及び連合自治会から申請をいただき、補助 対象に該当するカメラ設置費及び電気料金に対する補助制度を実施しているところでございます。本制度の 活用を御検討いただければと存じます。 ②防犯カメラにつきましては、本市が、「ケーブルメディア四国」と協力し、消防団の庵治分団第2王の下屯 所に、インターネット経由で見ることができるWebカメラを設置し、庵治漁港の潮位の様子を監視できるよ うにしております。 また、本市では、平成29年度からスマートシティ推進事業として、防災分野でのICTの利活用を進めてお り、庵治漁港の潮位をリアルタイムで確認できる潮位計の設置が完了し、今年度春からは、本市ホームペ ージの「オープンデータサイト」において、現在の潮位の状況が確認できるようにしております。 また、今年度、庵治漁港において、水防本部にて確認のできる潮位観測用Webカメラも設置したところ でございます。 これらICTの利活用を含め、本市の防災力の向上に、今後とも継続して努めてまいりたいと存じます。
庵治地区	4	地域共生社会構築事業について	まちづくり戦略計画の新規重点取組事業に地域共生社会構築事業が掲げられているが、現 状では、様々な福祉に関する困り事を支所を通じて担当課に連絡を取っても連絡がつかなか ったり、回答がない状況である。 そのような中で、地域の困り事を事業のイメージどおりにどのように解決していくのか、わかり やすく説明されたい。 また、細かな目標値も掲げられているが、この事業はどういう具体的な検討をしてこのような 計画になったのかも併せて説明されたい。	健康福祉局	健康福祉総務課 地域共生社会推進室	本市におきましては、平成30年4月施行の改正社会福祉法に基づき、制度・分野ごとの「縦割り」や「支 え手」、「受け手」という関係を超えて、障がい者や高齢者、子どもなど、一人一人が社会から孤立せず、安心 して、その人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けて、30年8月から、高松市社会福 祉協議会に委託し、勝賀総合センターエリア及び香南地区の2か所において、「まるごと福祉相談員」を2名 配置しました。 この事業を開始したことにより、これまで、どこの支援機関にもつながっていなかった課題を抱えた対象 者をアウトリーチにより掘り起こし、適正な関係機関につなげたほか、「まるごと福祉相談員」が、子育て支援 拠点、障がい者基幹相談支援センターなど、様々な支援機関と連携し、ネットワークを構築できたことで、相談 員自らが、包括的な支援を総合的にコーディネートできる体制を整えることができました。 また、地域共生社会の重要性に鑑み、複合的な課題に対応するため、総合センター等に、子育て世代包 括支援センターと地域包括支援センターを併設し、総合的な相談支援体制の充実を図ることとし、早期発 見・早期対応により、一人でも多くの方々の問題解決に向けて包括的な支援体制の整備に向けて取り組ん でいくこととしております。 目標値の設定につきましては、複合的な課題を抱える個人や世帯が増加し、様々な分野の支援機関が連携 した包括的支援が必要とされ、また、複合的な課題を抱える世帯等が地域で潜在化している状況もみられる ことから、「まるごと福祉相談員」が積極的に対象者の居る場所に向かい働き掛けるアウトリーチを行うこ とで、早期に課題解決に向け取り組むことが重要と考えており「アウトリーチ件数」を目標項目として 平成30年度モデル事業実績から、1地区1か月当たりの訪問箇所を参考に、1地区1年間で、延べ110か 所とし、まるごと福祉相談員の人数を勘案して、目標設定しています。

合併基本計画に係る令和2(2020)年度の実施事業に関する意見についての対応調書

資料2

庵治地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
庵治地区	5	立地適正化計画区域外におけるまちづくりの具体的な考え方について	本市では、平成30年3月に「高松市立地適正化計画」を策定し、計画に基づいた施策が順次進められている。しかし、計画の中で「立地適正化計画区域外におけるまちづくりの方向性」が謳われているが、具体的な方向性は示されていない。 庵治地区は、この立地適正化計画区域外に該当するが、コンパクトエコシティ構想の考え方からは、住民が住めなくなるのではないかという不安を感じる。 立地適正化計画区域外におけるまちづくりの方向性について、高松市の具体的な考え方(方向性)を説明されたい。	都市整備局	都市計画課	本市では、平成30年3月に「高松市立地適正化計画」を策定し、将来にわたり、都市の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の都市機能を確保し、17の集約拠点への居住誘導など、公共交通と連携した集約型のまちづくりに取り組んでいるところでございます。 立地適正化計画に基づく、都市構造の集約化は、全ての市民を、居住誘導区域へ誘導するものではなく、居住誘導区域外においても、各集約拠点等の都市機能の利便性を享受でき、公共交通網など、生活に必要な基盤を維持することで、自然と調和した、豊かさを感じられる暮らしやすいまちづくりを目指すものでございます。 また、居住誘導区域外においては、住環境の維持・保全に向け、溢水(いっすい)の対応や、狭い生活道路の改善など、それぞれの地域の実情に即した施策・事業に取り組んでまいりたいと存じます。
庵治地区	6	高松市コミュニティバス等導入支援事業について	庵治地区では、平成28年度～29年度にかけて「高松市コミュニティバス等導入支援事業」により試験運行を行い、一定のニーズは把握できたものの、その後、経費面での見通しが不透明である等から本格運行には至っていない。 本市まちづくり戦略計画では、「公共交通維持改善事業」が重点取組事業として掲げられており、生活バス路線への助成内容について説明されたい。	都市整備局	交通政策課	公共交通空白地域等におけるコミュニティ交通につきましては、地域の実情に応じた路線やモード・サービス水準を、地域と行政が一体となって考えていく必要があるほか、地域住民の皆様が積極的に関わり、利用を促進していくことが不可欠でございます。 このような中、本市では、平成26年度に創設した「コミュニティバス等導入検討支援補助制度」の活用を働き掛けてまいりましたが、その成果として路線の開通までには至っていない状況です。 このため、本格運行に向けての需要調査として、2か年度の試験運行期間を設け、その運行によって生じる欠損額を補てんするなど、新たな「試験運行補助制度」を創設したところでございます。具体的には、試験運行期間において、運行ルートやダイヤの設定を始め、見込まれる需要等を把握するチェックポイントを2回設け、本格運行に向けての実現可能性を確認するものです。